

別表第2の改正のうち金額に変更がある箇所を網かけとした。

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案		現 行				
(保育の実施基準及び入所制限) 第5条 保育の実施(法第24条第1項の規定によるものをいう。以下同じ。)は、児童の保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。)第1条の5各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。 2 前項に規定する保育の実施に係る要件のうち、規則第1条の5第1号に規定する就労時間については、市規則で定める。 3 省略 別表第2(第7条関係)		(保育の実施基準及び入所制限) 第5条 保育の実施(法第24条第1項の規定によるものをいう。以下同じ。)は、児童の保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。)第1条各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。 2 前項に規定する保育の実施に係る要件のうち、規則第1条第1号に規定する就労時間については、市規則で定める。 3 省略 別表第2(第7条関係)				
保育所保育料徴収金基準額表		保育所保育料徴収金基準額表				
入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)(円)				
階層	定義	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	
		の児童(保育標準時間)	の児童(保育標準時間)	の児童(保育短時間)	の児童(保育短時間)	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者の属する世帯(以下「被保護世帯等」という。)	0	0	0	0	
B	A階層、C階層及びD階層を除く市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
C	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	7,000	0	6,900	0
	及びB階層を除く市町村民税		(2,800)		(2,700)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
D	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
E	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
F	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
G	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
H	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
I	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
J	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
K	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
L	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
M	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
N	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
O	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
P	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
Q	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
R	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
S	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
T	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
U	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
V	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
W	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
X	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
Y	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	
Z	A階層及び第1	均等割の額のみの課税世帯	8,300	0	8,200	0
	及びB階層		(3,300)		(3,200)	
	の額が次第2		8,300	0	8,200	0
	の区分に第2		(3,300)		(3,200)	

を除く市 町村民税	52,200 円未満					
の額が次 の区分に 該当する 世帯	第2	52,200 円以上 57,000 円未満	12,500 (5,000)	0 (4,900)	12,300 (4,900)	0
	第3	57,000 円以上 64,200 円未満	15,300 (6,000)	0 (5,900)	15,000 (5,900)	0
	第4	64,200 円以上 78,600 円未満	21,100 (7,700)	0 (7,500)	20,800 (7,500)	0
	第5	78,600 円以上 97,000 円未満	27,000 (9,000)	0 (8,800)	26,600 (8,800)	0
	第6	97,000 円以上 117,000 円未満	33,500 (11,600)	0 (11,400)	33,000 (11,400)	0
	第7	117,000 円以上 140,100 円未満	37,400 (13,100)	0 (12,900)	36,800 (12,900)	0
	第8	140,100 円以上 155,700 円未満	40,400 (14,300)	0 (14,100)	39,800 (14,100)	0
	第9	155,700 円以上 169,000 円未満	42,700 (15,200)	0 (14,900)	42,100 (14,900)	0
	第10	169,000 円以上 288,100 円未満	45,200 (16,200)	0 (15,900)	44,500 (15,900)	0
	第11	288,100 円以上	46,800 (16,900)	0 (16,600)	46,100 (16,600)	0

注

1～5 省略

6 生計を一にする世帯から2人以上の児童が保育所に入所している場合(幼稚園その他市長が定める施設に入所している場合を含む。)における2人目以後の児童に係る保育料(延長保育及び一時預かり事業に係るものを除く。)の額は、2人目の児童にあ

を除く市 町村民税	52,200 円未満					
の額が次 の区分に 該当する 世帯	第2	52,200 円以上 57,000 円未満	12,500 (5,000)	12,500 (5,000)	12,300 (4,900)	12,300 (4,900)
	第3	57,000 円以上 64,200 円未満	15,300 (6,000)	15,200 (6,000)	15,000 (5,900)	14,900 (5,900)
	第4	64,200 円以上 78,600 円未満	21,100 (7,700)	19,300 (7,700)	20,800 (7,500)	19,000 (7,500)
	第5	78,600 円以上 97,000 円未満	27,000 (9,000)	21,400 (8,500)	26,600 (8,800)	21,000 (8,300)
	第6	97,000 円以上 117,000 円未満	33,500 (11,600)	22,600 (9,000)	33,000 (11,400)	22,200 (8,800)
	第7	117,000 円以上 140,100 円未満	37,400 (13,100)	24,400 (9,700)	36,800 (12,900)	24,000 (9,500)
	第8	140,100 円以上 155,700 円未満	40,400 (14,300)	25,400 (10,100)	39,800 (14,100)	25,000 (9,900)
	第9	155,700 円以上 169,000 円未満	42,700 (15,200)	27,000 (10,800)	42,100 (14,900)	26,600 (10,600)
	第10	169,000 円以上 288,100 円未満	45,200 (16,200)	27,600 (11,000)	44,500 (15,900)	27,100 (10,800)
	第11	288,100 円以上	46,800 (16,900)	28,400 (11,300)	46,100 (16,600)	27,900 (11,100)

注

1～5 省略

6 生計を一にする世帯から2人以上の児童が保育所に入所している場合(幼稚園その他市長が定める施設に入所している場合を含む。)における2人目以後の児童に係る保育料(延長保育及び一時預かり事業に係るものを除く。)の額は、2人目の児童にあ

つてはこの表の()内の額とし、3人目以後の児童にあつては0円とする。ただし、市町村民税の所得割の額が57,700円未満の世帯で、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における保育料の額は、第2子の児童にあつてはこの表の()内の額とし、第3子以後の児童にあつては0円とする。

7 C階層又は市町村民税の所得割の額が77,101円未満のD階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当するものの3歳未満の児童に係る保育料(延長保育及び一時預かり事業に係るものを除く。)の額は、この表の規定にかかわらず、1,800円(特定被監護者等が2人以上いる場合における第2子以後の児童にあつては、0円)とする。

(1)～(3) 省略
8 省略

つてはこの表の()内の額とし、3人目以後の児童にあつては0円とする。ただし、市町村民税の所得割の額が57,700円未満の世帯で、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における保育料の額は、第2子の児童にあつてはこの表の()内の額とし、第3子以後の児童にあつては0円とする。

7 B階層、C階層又は市町村民税の所得割の額が77,101円未満のD階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当するものの保育料(延長保育及び一時預かり事業に係るものを除く。)の額は、この表の規定にかかわらず、B階層と認定された世帯にあつては0円とし、C階層又は市町村民税の所得割の額が77,101円未満のD階層と認定された世帯にあつては1,800円(特定被監護者等が2人以上いる場合における第2子以後の児童にあつては、0円)とする。

(1)～(3) 省略
8 省略

前橋市立学校の授業料等に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現 行						
(授業料等の額) 第2条 市立高等学校授業料等の額は、次のとおりとする。 (1)～(3) 省略 (4) 市立幼稚園保育料 <u>0円</u> 2～3 省略 (徴収等) 第3条 省略 第3条の2 <u>預かり保育料(一時的な預かり保育に係るものを除く。以下同じ。)</u> 及び <u>通園バス利用料</u> は、毎月、市長が定める期日までに徴収する。 2 学年の中途において入園した者からは、当該入園を許可した日の属する月から <u>預かり保育料及び通園バス利用料</u> を徴収する。 3 <u>預かり保育料及び通園バス利用料</u> は、2か月分以上を前納させることができる。	(授業料等の額) 第2条 市立高等学校授業料等の額は、次のとおりとする。 (1)～(3) 省略 (4) 市立幼稚園保育料 <u>別表に定める額</u> 2～3 省略 (徴収等) 第3条 省略 第3条の2 <u>保育料</u> は、毎月、市長が定める期日までに徴収する。 2 学年の中途において入園した者からは、当該入園を許可した日の属する月から <u>保育料</u> を徴収する。 3 <u>保育料</u> は、2か月分以上を前納させることができる。 4 <u>第1項から第3項までの規定は、預かり保育料(一時的な預かり保育に係るものを除く。)</u> 及び <u>通園バス利用料</u> について準用する。 <u>別表(第2条関係)</u>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">入園児童の属する世帯の階層区分</th> <th>保育料(月額)(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>階層</td> <td>市町村民税等による定義</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	入園児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)(円)	階層	市町村民税等による定義	
入園児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)(円)					
階層	市町村民税等による定義						

第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者の属する世帯	0
第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯(均等割の額のみ課税世帯を含む。)	3,000 (0)
第3階層	所得割の額が77,100円以下	5,900 (2,300)
第4階層	所得割の額が77,101円以上211,200円以下	6,200 (2,400)
第5階層	所得割の額が211,201円以上	6,500 (2,600)

注

- 1 階層区分の認定は、4月から8月までについては前年度分の市町村民税の課税状況に基づき、9月から翌年3月までについては当該年度分の市町村民税の課税状況に基づき、それぞれ行うものとする。
- 2 年度の途中における階層区分の変更は、変更事由の生じた月の翌月から行うものとする。ただし、税額の再認定については、年度当初又は入園月に遡って行うものとする。
- 3 生計を一にする世帯から2人以上の児童が幼稚園に入園している場合(保育所、小学校(第1学年から第3学年までに限る。))その他市長の定める施設に入所又は在学している場合を含む。)における2人目以後の児童に係る保育料の額は、2人目の児童にあつてはこの表の()内の額とし、3人目以後の児童にあつては0円とする。ただし、第2階層又は第3階層と認定された世帯で、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における保育料の額は、第2子の児童にあつてはこの表の()内の額とし、第3子以後の児童にあつては0円とする。
- 4 第2階層又は第3階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当するものの保育料の額は、この表の規定にかかわらず、第2階層と認定された世帯にあつては0円とし、第3階層と認定された世帯にあつては保育料の欄の上段の額から1,000円を減じた額に100分の40を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)(特定被監護者等

が2人以上いる場合における第2子以後の児童にあつては、0円)とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 次に掲げる者を有する世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 生活保護法による被保護世帯に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯

5 この表において「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、政令第4条第1項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。